

付 託 事 件 等 審 査 結 果 報 告

平成 2 3 年 1 2 月 2 6 日

薩摩川内市議会企画経済委員会

委員長 宮 脇 秀 隆

1 委員会の開催日

1 2 月 1 5 日

2 付託事件及び審査結果

- (1) 議案第 1 3 3 号 薩摩川内市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (2) 議案第 1 3 4 号 薩摩川内市セントピア条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (3) 議案第 1 3 5 号 薩摩川内市地域特産品直売所条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (4) 議案第 1 3 6 号 薩摩川内市農産物加工センター条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、審査の過程において、本市農業振興のためにも、農産物加工の調査・分析・研究に必要な戦略的援助を行うとともに、民間では難しい設備投資や施設及び機械の維持についても、積極的な市の援助を検討し、6次産業化に向けて更なる施設の利用促進が図られるよう努められたい旨の意見が述べられた。

- (5) 議案第 1 3 7 号 薩摩川内市入来地域農村広場条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (6) 議案第 1 3 8 号 薩摩川内市農村研修館、農村生活センター等条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (7) 議案第 1 3 9 号 薩摩川内市下甕製茶工場条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (8) 議案第 1 4 0 号 薩摩川内市甕家畜診療所診療等手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (9) 議案第 1 4 1 号 薩摩川内市鹿島水産加工センター条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (10) 議案第 1 4 2 号 薩摩川内市東郷共同福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (11) 議案第 1 4 3 号 薩摩川内市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (12) 議案第 1 4 4 号 薩摩川内市入来勤労者技術研修館条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (13) 議案第 1 4 5 号 薩摩川内市自動車運送事業条例を廃止する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (14) 議案第 1 4 6 号 財産の無償貸付について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (15) 議案第 1 4 7 号 薩摩川内市国際交流センター条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (16) 議案第 1 4 8 号 薩摩川内市産業振興センター条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (17) 議案第 1 4 9 号 薩摩川内市祁答院百年杉の館野外ステージ条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (18) 議案第 1 5 0 号 薩摩川内市藺牟田池自然公園施設条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (19) 議案第 1 5 1 号 薩摩川内市里自然レクリエーション施設条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (20) 議案第 1 5 2 号 薩摩川内市上甕県民自然レクリエーション村条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (21) 議案第 1 5 3 号 薩摩川内市入来観光施設条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (22) 議案第 1 5 4 号 薩摩川内市下甕キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (23) 議案第 1 5 5 号 薩摩川内市とうごう五色親水公園条例の一部を改正する
条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (24) 議案第 1 7 4 号 平成 2 3 年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、審査の過程において、ゴールド集落活性化事業補助金を利用しやすいものとなるように制度を見直し、補助金の目的が達成されるよう努められたい旨の意見が述べられた。

- (25) 議案第 1 8 5 号 平成 2 3 年度薩摩川内市自動車運送事業会計補正予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

3 所管事務の調査結果

各課所の事務について所管事務調査を行い、調査の過程において述べられた意見・要望の概要は、次のとおりである。

- (1) 六次産業化法と農商工等連携促進法による取組を推進するに当たっては、国の所管も農林水産省と経済産業省の二つの省にまたがっており、難しい面もあるが、積極的に補助金等を活用し、第 1 次産業が発展するよう支援されたい。
- (2) 肥薩おれんじ鉄道株式会社への公的支援として、今後、沿線各市に新たな負担を求められる場合には、負担の在り方についての再協議が必要であると考えられることから、議会の意見も十分聴いた上で対応されたい。